

(質問 5)

No.	項目	単体財務諸表への影響
I-1	広範な影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融商品取引法に基づき財務諸表を作成する会社においては、連結財務諸表だけでなく、親会社及びその連結子会社の単体財務諸表に影響を与えることとなる。</li> <li>・ IFRS 任意適用企業は連結財務諸表について対応されているものの、単体財務諸表については日本基準で作成しているため、IFRS 任意適用企業であっても、親会社及びその連結子会社の単体財務諸表の作成実務に影響を与えることとなる。</li> <li>・ 連結財務諸表の作成義務のない会社、特に、会社法に基づき会計監査を受ける会社に影響する。</li> <li>・ 会社法第 431 条の「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」に鑑みれば、会計監査を受けない中小会社に影響を与える可能性があると考えられる。</li> </ul>
I-2	連結財務諸表に比べ低い重要性の基準値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単体財務諸表は連結財務諸表に比べて重要性の基準値が低く設定されるのが通例であるため、連結財務諸表では重要性が乏しく取り上げられていない事象でも、単体財務諸表では相対的に利益や純資産に影響があり、財務諸表全体として無視できない影響が生じる場合もある。このため、実務上の負荷が重くなる可能性がある。</li> </ul>
I-3	企業結合以外の領域における実務負担の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非償却の導入に伴って固定資産の減損会計を見直した場合、企業結合を行っていない会社にも影響を与える。</li> <li>・ 実務上の負荷の具体例の 1 つには、固定資産の減損会計における 1 ステップアプローチへの移行が挙げられる。加えて、減損損失の戻入れ要否の検討も継続的な負荷になると考えられる。</li> <li>・ これらの負荷は人的資源の乏しい会社、特に単体財務諸表の作成のみを行う会社にとって深刻になる可能性があると考えられる。また、非上場会社では割引率の算定に必要な市場データの入手自体が困難なケースも多く、実務上の負荷が高まる可能性があると考えられる。</li> </ul>